

総務部

議案第174号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

議案第177号 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

議案第178号 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

議案第174号、177号、178号についてご説明いたします。当

議案は、特別職の給与及び議員の報酬等にかかるものでございます。

今回の改定につきましては、一般職の職員と同様に、本年8月7日に出されました人事院勧告に基づき改定するものであります。

2ページ目をお願いいたします。まず、1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。

次に、2の改定の趣旨については、令和7年の人事院勧告を受け、特別職及び議員の期末手当の支給月数の引上げを行うにあたり、必要な改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。3の内容についてであります。今回は期末手当の改定であります。特別職及び議員の支給月数については、

これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、令和7年度については、12月期で、現行の1.725月であるところを0.05月引き上げ1.775月とし、令和8年度については、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分引き上げ、それぞれの支給月数を1.75月とするものであります。

4ページ目をお願いいたします。4の影響額については、記載のとおり、市長が6万1千円余り、副市長が5万3千円余り、常勤の監査委員が3万8千円余り、議員の皆様におかれましては一人あたり3万3千円から3万9千円余りの増額となるものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。